

2 資産課税

1 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等(大綱 P. 33)

- ①適用期限(令和3年12月31日)が令和5年12月31日まで2年延長されます。
- ②非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とされます。

	令和4年1月1日 ～令和5年12月31日まで
耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,000万円
上記以外の住宅用家屋	500万円
震災特例法の耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,500万円
震災特例法の上記以外の住宅用家屋	1,000万円

- ③適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋*であることが加えられます。
- ※登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなすこととされます
- ④受贈者の年齢要件が18歳以上(現行：20歳以上)に引き下げされます。

(注)上記(②)を除きます。)の改正は、住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例措置及び震災特例法の贈与税の非課税措置についても同様とされます。

**適用期日等：令和4年1月1日(上記④の改正については、令和4年4月1日)以後に
贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用**

2 土地に係る固定資産税等の負担調整措置(大綱 P. 34)

(1) 土地に係る固定資産税等の負担調整措置の見直し

令和4年度限りの措置として、商業地等(負担水準が60%未満の土地に限ります。)の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%(現行：5%)を加算した額(ただし、その額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。)とすることとされます。

(2) 土地に係る都市計画税の負担調整措置

固定資産税の改正に伴う所要の改正が行われます。

3 租税特別措置等**(1) 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長(大綱 P. 34)**

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限が令和6年3月31日まで1年延長されます。

(2) 登録免許税の延長等(大綱 P. 34～P. 36)

①住宅用家屋の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されます。

②次の特例の適用対象となる住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋*であることを加えた上、その適用期限が2年延長されます。

※登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなすこととされます。

イ 住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置

ロ 特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置

ハ 住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置

(3) 印紙税の延長(大綱 P. 36)

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されます。

(4) 固定資産税の延長等(大綱 P. 38)

耐震改修等を行った住宅に対して、次の措置が講じられます。

①耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されます。

②バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されます。

③省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、次の措置を講じた上、その適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されます。

イ 適用対象となる住宅が、平成26年4月1日に存していた住宅(現行：平成20年1月1日に存していた住宅)とされます。

ロ 工事費要件を、50万円超から60万円超*に引き上げるほか、これに伴う所要の措置が講じられます。

※断熱改修に係る工事費が60万円超、又は断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超